

## 既婚男性の家庭における情緒的労働に対する母性愛規範の作用 ——家事育児分担比率が高い主夫男性のインタビュー調査から

○発表者氏名 國重遥希（東京大学大学院人文社会系研究科社会学研究室）

本研究では、日本社会における既婚男性の家事育児実践を阻害する要因として「母性愛規範」が作用していることを示す。日本は家事育児の男女格差が大きく、女性中心に担われている（石井クンツ 2018）。とりわけ、家族のニーズを知覚しそれに応答するような「情緒的労働」は女性に偏ってきた（DeVault 1999）。その背景として、「母性愛規範」によって女性は本質的に情緒性を備えた存在として位置付けられてきたことが指摘されてきた（江原 1995; 大日向 2000）。しかしながら、これまでの男性家事育児研究は「サラリーマン的稼ぎ主規範」が男性の家事育児を制限してきたことを明らかにした一方で（大野 2016; 巽 2018）、母性愛規範が男性の家事育児実践、とりわけ情緒的労働に与える影響を十分に検討してこなかった。

そこで本研究では、「母性愛規範は男性の情緒的労働実践に対してどのように作用するか」、という問いを立てた。この問いを検証するために、家事育児を妻との間で5割以上分担する主夫男性11名に半構造化調査を実施し、彼らが情緒的労働の実践に際しどのように母性愛規範を参照するか分析した。調査の結果、主夫男性が母性愛規範への解釈には以下の3つの類型があることが明らかになった。

第一に、母性愛規範を強く内面化することを通して、男性である自身は二次的な存在として情緒的労働を実践するという類型である。この類型では、情緒性は女性固有の性質として捉えられる一方で、男性は本質的に非情緒的存在として解釈される。それゆえ情緒的労働は基本的には母親の役割であり、父親には代替困難な労働であると捉えられる。この類型に属する男性は、実際には情緒的労働を実践している場合でも、男性であるがゆえに自身は情緒的労働の担い手としては不適であると解釈する。

第二に、母性愛規範を部分的に温存しつつ、男性である自身が「例外的に母性愛を有する」と捉えることを通して情緒的労働を実践する類型である。この類型では、前述した類型と同じく、情緒性は女性固有の性質として解釈されそれゆえ情緒的労働は基本的には母親の役割として位置付けられる。一方で、男性であっても、母性愛を有する一部の例外的な個人や後天的に習得した個人は情緒的労働が実践可能であると捉えられる。それゆえ、この類型に属する男性は、自らは母性愛を有するために情緒的労働の担い手として適切であると解釈する。

第三に、母性愛規範から完全に距離を置くことを通して、情緒的労働を完全に脱ジェンダー化された労働として実践するという類型である。この類型では情緒性は特定のジェンダーに固有ではない性質と捉えられ男女等しく情緒的労働の担い手となりうると解釈される。それゆえ、この類型に属する男性は、ジェンダーに紐づく情緒性とは無関係に、自身のこれまで蓄積してきた経験をもとに情緒的労働が実践していると解釈する。

以上から、母性愛規範は、男性を「本質的に非情緒的」と位置付け、情緒的労働の担い手としては女性に次ぐ二次的な存在として周縁化・矮小化させる作用があることが明らかになった。それゆえ、母性愛規範は多くの男性の情緒的労働参加を制限する規範的要因であることが示唆された。さらに、母性愛規範は女性の本質性に根拠をおいているがゆえに、本調査対象者のように情緒的労働へのコミットメント度合いが高い男性であっても解体が困難であった。しかしながら、第三の類型の語りからは情緒性を男女が等しく持ちうる性質として位置付ける言説が一般化することを通して母性愛規範が解体されうる可能性も示唆された。

（キーワード：既婚男性の家事育児、母性愛規範、情緒的労働）